

平成二十八年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

---

---

平成二十八年三月九日（水曜日）

---

出席委員（十四名）

委員長 奈良 完 治

副委員長 奈良岡 文 英

委 員 阿 部 祐 己

五十嵐 忍

前 田 信 一

小 野 稔

藤 林 公 正

吉 村 忠 男

相 馬 勝 治

工 藤 健 一

佐々木 政 美

横 山 哲 英

浅 利 直 志

野 呂 日出男

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平 田 博 幸

総務課長選管事務局長併任  
企画財政課長  
税務課長  
住民課長  
福祉課長  
建設課長  
農政課長農委事務局長併任  
会計管理者・会計課長  
上下水道課長  
監査委員  
選管委員長  
教育長  
学務課長  
生涯学習課長  
学校給食センター所長  
農委会長  
地方創生推進室長

五十嵐 晋  
能登谷 英彦  
横山 精逸  
三浦 郁雄  
齋藤 美津昭  
阿部 悟  
幸田 信雄  
榊 淳一  
對馬 猛清  
神 忠勝  
三浦 秀男  
武田 登  
兵藤 範明  
小杉 利彦  
佐々木 盛男  
野呂 廣志  
工藤 峰靖

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐々木 克 治

副 参 事

三 浦 孝 司

---

審 査 日 程

第 二 議案第二十四号 平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案

第 三 議案第二十五号 平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案

第 四 議案第二十六号 平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案

第 五 議案第二十七号 平成二十八年度藤崎町水道事業会計予算案

第 六 議案第二十八号 平成二十八年度藤崎町下水道事業会計予算案

---

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十八年三月九日

開 議 午前九時五十九分

○委員長（奈良完治君）

おはようございます。

開会前に、農政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○農政課長（幸田信雄君）

改めましておはようございます。

きのうの予算特別委員会で、浅利委員の青年就農給付金の質問の中で、平成二十八年度分の新規就農開始予定者七名の作付品目は何かについてお答えいたします。

平成二十八年度新規就農予定者七名のうち、新規就農者として青年等就農計画書の認定済み、認定予定の方は四名で、この方々は四月から給付されることとなります。残りの三名の方は、農政課に就農開始で相談に来られた方々です。その七名の方々の作付農作物または作付予定農作物は、リンゴ、ニンニク、トマト、アスパラガス、ネギ、ハウストマト、米となっております。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各特別会計について、歳入歳出を一括で審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

審査日程に従い、議案第二十四号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

皆様、おはようございます。

それでは、議案第二十四号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百二十七ページをお開き願います。平成二十八年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ二十二億八千八百二万七千円を計上し、対前年度比二千七百二万七千円、一・二%の増となるものであります。

百三十九ページをお開き願います。初めに、歳入につきましてご説明いたします。

一款国民健康保険税一項一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は二千六十九万八千円を計上し、国民健康保険資格者全員が六十五歳以上七十四歳までの世帯の世帯主に対して年金から特別徴収されるものであります。

二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は三億四千五百三十五万五千円を計上しております。

三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は一千五百九十五万一千円を計上し、百四十ページをお開き願います、国民健康保険税合計では三億八千二百万四千円を計上し、対前年度比三十二万八千円、〇・一%の増となるものであります。

三款国庫支出金一項国庫負担金一目の療養給付費等負担金は三億七千五百五十一万九千円を計上し、一般被保険者の療養給付費等にかかわる国の負担金であります。

二目の高額医療費共同事業負担金は一千四百三十一万二千円を計上し、町が負担する高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であります。

三目の特定健康診査等負担金は四百三十三万九千円を計上し、特定健康診査等にかかわる費用に対する国庫負担金であります。

二項国庫補助金一目の財政調整交付金は一億九千三百十二万四千円を計上しており、三款一項の国庫負担金と二項の国

庫補助金の合計は五億八千七百二十九万四千円となり、対前年度比二百九十六万三千円、〇・五％の増となるものであります。

百四十一ページの四款療養給付費交付金一項一目の療養給付費交付金は五千四百六十七万円を計上し、六十五歳未満の退職被保険者の方々の療養給付費等にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

五款前期高齢者交付金一項一目の前期高齢者交付金は三億三千七百七十五万六千円を計上し、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の方々の加入率により各保険者間の費用負担の調整を図るための社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

六款県支出金一項県負担金一目の特定健康診査等負担金は四百三十三万九千円を計上し、特定健康診査等にかかわる費用に対する県負担金であります。

二目の高額医療費共同事業負担金は一千四百三十一万二千円を計上し、町が負担する高額医療費共同事業医療費拠出金に対する県からの負担金であります。

二項県補助金一目の財政調整交付金は、一億一千三百七十五万八千円を計上しております。

百四十二ページをお開き願います。七款共同事業交付金一項一目の高額医療費共同事業交付金は五千七十万七千円を計上し、高額医療費にかかわる運営基盤の安定を図るため、高額医療費の八十万円を超える部分に対し、実際に発生した医療費に応じて負担を調整するもので、青森県国保連合会から交付されるものであります。

二目の保険財政共同安定化事業交付金は五億三百十五万八千円を計上し、医療費が一円以上八十万円までの部分に対し医療費負担を共同で調整するもので、青森県国保連合会から交付されるものであります。

九款繰入金一項他会計繰入金一目の一般会計繰入金は二億一千六百万八千円を計上し、内訳は、保険基盤安定繰入金が一億百九十一万六千円で、国保税の軽減に対する国、県、町の公費負担分であります。なお、国負担分一千七百五十六

万五千円、県の負担分八千八百八十七万一千円は、一般会計側の歳入へ計上されております。職員給与費等繰入金は二千八百五万五千円計上し、国保事業にかかわる職員の給与費等であります。助産費等繰入金は五百三十二万円を計上し、出産育児一時金に対する繰り出し基準に基づいた額を繰り入れするものであります。財政安定化支援事業繰入金は七千三百六十二万六千円を計上し、国保財政の基盤安定化を図るため繰り入れするものであります。特定健康診査等繰入金は七百九万一千円を計上し、特定健診等にかかわる職員の給与費等でございます。

百四十三ページの二項基金繰入金一目の財政調整基金繰入金は、財源不足を補填するため二千四百万円を繰り入れするものであります。

十款繰越金から十一款諸収入までは、各項目に前年度と同額の一千万円を計上するものであります。

百四十七ページをお開き願います。次に、歳出につきましてご説明いたします。

一款総務費一項総務管理費一目の一般管理費は二千七百七十九万七千円を計上し、職員人件費等の経常経費が主なものであります。

二目の連合会負担金は百四十五万一千円を計上し、青森県国保連合会の運営事務経費に対する町の負担分であります。

百四十八ページをお開き願います。二項徴税費一目の納税奨励費は八万九千円を計上し、三項一目の運営協議会費は二十七万八千円を計上しております。

四項一目の趣旨普及費は前年度と同額の十万円を計上し、町広報紙による国保情報の提供などにかかわる経費であります。

百四十九ページの二款保険給付費は歳出の大宗を占めるものであり、一項の療養諸費は一目一般被保険者療養給付費から五目の診査支払手数料までに十億八千九百七十五万八千円を計上し、二項高額療養費は、一目の一般被保険者高額療養費から、百五十ページをお開き願います、四目の退職被保険者等高額介護合算療養費までに一億三千四百十六万八千

円を計上し、四項出産育児諸費は七百九十八万四千円を計上、百五十一ページの五項の葬祭諸費は百八十万円を計上し、二款保険給付費の合計額は十二億三千三百七十一万二千円となり、対前年度比八百二十八万九千円、〇・七%の増となるものでございます。

三款後期高齢者支援金一項一目の後期高齢者支援金及び二目の後期高齢者事務費拠出金は、合わせて二億九千四十二万七千円を計上しており、後期高齢者医療費の支援分として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

四款前期高齢者納付金一項一目の前期高齢者納付金及び二目の前期高齢者事務費拠出金は、合わせて三十三万八千円を計上し、いずれも社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

百五十二ページをお開き願います。五款老人保健拠出金一項一目の老人保健拠出金及び二目の老人保健事務費拠出金は、合わせて二千円を見込み計上しております。

六款介護納付金一項一目の介護納付金は一億三千八百九十万一千円を計上し、介護保険の二号被保険者から徴収した国税の一部を介護費用の負担分として社会保険診療報酬支払基金へ納付するためのものでございます。

七款共同事業拠出金一項一目の高額医療費共同事業医療費拠出金は五千七百二十五万円を計上し、八十万円を超える医療費を対象とした青森県内各国保保険者の共同事業に対する町の拠出金であります。

三目の保険財政共同安定化事業拠出金は五億五百四十二万四千円を計上しており、一円以上八十万円までの医療費を対象とした青森県内各国保保険者の共同事業に対する町の拠出金であります。

百五十三ページの八款保健事業費一項一目の特定健康診査等事業費は二千三百九十五万七千円を計上し、主なものは職員の人件費及び特定健康診査委託料などであります。

二項保健事業費一目の疾病予防費は四百二十八万五千円を計上し、健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するものでございます。



百五十四ページをお開き願います。九款基金積立金一項一目の財政調整基金積立金は、前年度と同様の一万円を計上しております。

百五十五ページの十款公債費一項一目の利子は十万円を計上しており、一時借入金の利子に充てるものでございます。

十一款諸支出金は、一目の一般被保険者保険税還付金から五目の退職被保険者等還付加算金までに合計で九十万四千元を計上しております。

百五十六ページをお開き願います。十二款予備費は、予算調整により収支の均衡を図るためのものでございます。

以上をもちまして、議案第二十四号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

二〇一八年といいますか、再来年から県が指導する、管理する、監督する保険基盤に移行していくわけなんですけれども、それに伴って国でも、これは保険料収入に対して無職者だとかそういう人が多いという国保会計の構造的な問題があるので、いわゆる国全体としても国保会計に対して一千七百億円ほどを助成するということなわけなんですけれども、被保険者の一人当たりで見れば五千円相当の財政改善効果があるというふうに言われておるんですけれども、それは私どもの予算では一般会計繰入金というか、そういうところにあらわれているものなんでしょうか。その辺はページ数でいくと百四十二ページ、繰入金、ここでは全体として三千二十三万ほどふえているわけでございます。保険基盤安定繰

入金など繰り入れているけれども、そこにプラスの影響があっているのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。ただいまの浅利委員のご質問は保険基盤安定繰入金のことだと解釈しております。今年度から、保険基盤安定繰入金の低所得者世帯の軽減に対する支援率が、七割世帯が今までは一二％でしたがそれが一五％で、五割世帯が今まで六％でしたのが一四％に引き上げられております。さらに二割世帯につきましては、今までは支援率がなかったんですが、それが一三％新たに設けられました。このことで国が公費負担を一千七百億円投入したということです。

当町の保険基盤安定繰入金は、前年度と比較しますと三千数百万円ぐらい伸びています。予算書の二十五ページの十三款一項一目の二節国民健康保険整備費負担金、ここの保険基盤安定負担金、これが国の負担分、これを一般会計側に歳入として入っています。そのほかに予算書の二十七ページです。二十七ページの十四款一項一目三節に保険基盤安定負担金ということで、県の負担分の五千八百八十七万一千円が歳入側へ計上されています。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、ほかの自治体ではそれをもとにして保険料の引き下げだとかも実行している市町村もあるんですけども、我が町としては早い話が、上がらないように抑制するために使ったというふうに理解してよろしいのでしょうか。その辺はどういう認識というか、財政上の取り扱いをなさったのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。今回の二十八年度の当初予算につきましては、歳入でただいま浅利委員がおっしゃった一般会計からの繰入金の部分で、財政安定化支援事業繰入金ということで七千三百六十二万六千円計上されているわけなんです、このうちの約五千万円は基準外の繰り入れということになっておりますので、その分に充てたといいますか、基盤安定負担金が増額となった部分は一般会計からの基準額の繰り入れをできるだけ少なくしたというふうな考え方で行いました。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

相当てこ入れをしないと、いわゆる国が責任を持つ体制から都道府県が責任を持つ、管理するという体制にはいかないというような国保の構造的な問題があるわけなんですけれども、そうすれば、基準外繰り入れを少なくするような方向に財政上は運用したというふうな理解なんですけれども。質問は歳入面なんですけれども、百三十九ページのところで一般被保険者普通徴収はプラスの四百五十三万ほどになっているんですけれども、退職被保険者等普通徴収が四百二十五万ほど減っているということはどういうふうな、年金支給が遅くなったから退職する人も遅いからこういうふうな見積もりだったんでしょうか。その辺はどういう見込みなのでしょう。百三十九ページの退職被保険者等普通徴収国民健康保険税についてなんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。まず、退職被保険者の制度なんですけれども、これが平成二十七年三月三十一日で一応終了と。それまでは、退職被保険者であった方は六十五歳の誕生日までは継続になりますが、平成二十七年の四月一日からは新規の方は出てこないということで、人数が年々減っていくわけなんですけれども、実数で言えば、平成二十七年一月に退職被保険者が二百四十六名おりましたが、平成二十八年一月では百七十八名と、六十八名ほど減っていると。そういう関係から、減った退職被保険者の方々は七十四歳まではこちらの普通徴収の一般被保険者のほうに移るということで、こういう見込みになっております。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これで最後にしたいと思っておりますけれども、ページ数は百五十二ページ、共同事業拠出金にかかわることなんですけれども、この中で保険財政共同安定化事業といいますか共同事業拠出金、早い話、一円から八十万円の医療費についてというふうな説明されているんですけれども、八十万円を超えるようなのは高額医療というか、その辺はどういう仕分けになって、初歩的なことで申しわけないんですけれども。

○委員長（奈良完治君）

三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。予算書の百五十二ページの七款一項一目の高額医療費共同事業医療費拠出金、これが八十万円を超

える医療費の共同事業でございます。そして三目の保険財政共同安定化事業拠出金が一円から八十万円までの医療費を共同で行っている事業でございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はないですか。野呂委員。

○野呂日出男委員

百五十ページの出産育児諸費についてですけれども、昨年対比百六十八万一千円、パーセントでいけば一七・四％減ということですが、この見積もりに対する人数等についてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。十九件を見込んでおります。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今、野呂議長が聞いたことに関連するんですけれども、国保の対象者が十九件ということで見積もったということなんですけれども、社会保険、勤める人が多くなっている現状なわけですので、前年度から見れば何件ぐらい減ったというふうな勘定になるのでしょうか。試算全体では九十人とか、そのほかはほとんど社会保険だというふうな理解でよろしいんだと思うんですけれども、単価で割れば前年度から見れば十人ぐらい少なく……十人じゃない、その辺の見積もりの根拠を改めてお知らせください。

○委員長（奈良完治君）

三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。四名です。四名の百六十八万円でございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑ありますか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十五号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。三浦住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第二十五号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百六十七ページをお開き願います。平成二十八年度の予算総額は歳入歳出それぞれ二億九千九百三十七万九千円を計上し、対前年度比百八十一万二千元、〇・六％の減となるものであります。

予算書の百七十七ページをお開き願います。初めに、歳入につきましてご説明いたします。

一 款後期高齢者医療保険料一項一目の特別徴収保険料は四千七百八十四万三千円を計上し、二目の普通徴収保険料は一

千七百二十七万六千円を計上しております。なお、平成二十八年度、二十九年度の保険料率につきましては、均等割額四万五百十四円、所得割額七・四一％で、平成二十七年度の保険料率と同じ率を予定しております。

三款繰入金一項一般会計繰入金一目の事務費繰入金は二千二百七万九千円を計上しております。内訳は、後期高齢者医療の町が行う事務にかかわる職員給与費等繰入金に一千五百五十万六千円を計上し、広域連合の事務にかかわる町負担分である広域連合事務費繰入金に六百五十七万三千円を計上しております。

二目の保険基盤安定繰入金は五千七十六万一千円を計上しており、保険料の軽減額に対する県、町の公費負担分として一般会計から繰り入れするものであります。なお、県の負担分三千八百七万一千円は、一般会計側の歳入に計上されております。

三目の療養給付費繰入金は一億五千八百一十一万四千円を計上しており、広域連合で実施する後期高齢者療養給付費にかかわる町負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

百七十八ページをお開き願います。四款繰越金は、平成二十八年三月分の普通徴収保険料などを新年度に入ってから広域連合へ納付することになりますので、繰越金として計上するものであります。

五款諸収入は、保険料還付金や還付加算金など総額八十五万三千円を計上しております。

百八十一ページをお開き願います。次に、歳出につきましてご説明いたします。

一款総務費一項総務管理費一目の一般管理費は一千五百三万四千円を計上し、職員人件費などが主なものでございます。

百八十二ページをお開き願います。二項徴収費一目の徴収費は四十七万二千円を計上し、保険料の徴収等にかかわる事務経費であります。

二款後期高齢者医療広域連合負担金一項一目の後期高齢者医療広域連合負担金は二億八千三百二万円を計上しております。内訳は、保険料等負担金が一億一千八百三十三万三千円で、町が徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減

相当額を計上するものであります。広域連合事務費負担金は六百五十七万三千円を計上し、後期高齢者医療広域連合の事務にかかわる職員給与費等の共通経費にかかわる町負担分であります。療養給付費負担金は一億五千八百十一万四千円を計上し、後期高齢者医療療養給付費にかかわる町負担分であり、これらの負担金はいずれも広域連合へ納付するためのものであります。

三款諸支出金一項一目の保険料還付金及び二目の還付加算金は合わせて八十五万円を計上するものであり、過誤納金などにかかわる還付金などであります。

百八十三ページの四款予備費は、予算調整により収支均衡を図るためのものがございます。

以上をもちまして、議案第二十五号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑のある方。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十六号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。齋藤福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）



おはようございます。

それでは、議案第二十六号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、百九十九ページをお開き願います。本年度の予算総額は、前年度比〇・六八%減の歳入歳出それぞれ十七億一千七百万としたものであります。

まず、歳入の一款保険料は六十五歳以上の方の第一号被保険者に対するものであり、第六期介護保険計画に定めた基準月額六千五百円と所得段階ごとの被保険者数により三億一千九十四万一千円と算定したものであり、前年度比八十二万五千円の増となったものであります。

次に、三款国庫支出金は前年度比一千百八十七万四千円減の四億四千二百十二万五千円とし、次の四款支払基金交付金は前年度比四百九十七万二千円減の四億五千六百六万七千円としたものであります。

次に、五款県支出金は前年度比九十万四千円減の二億三千九百六十六万三千円とし、七款繰入金はこれまでの介護給付費や事務費の繰り入れに加え、低所得者の介護保険料を軽減するための財源として、国、県、町の負担金を繰り入れするものであり、前年度比五百十六万三千円増の二億六千八百十九万五千円としたものであります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げますので、二百ページをお開き願います。

一款総務費は職員の人件費が主なものであり、前年度比プラス二・二三%、百十四万七千円増の五千二百五十二万六千円、次の二款保険給付費は前年度比マイナスイ・〇八%、一千七百七十五万七千円減の十六億二千八十九万五千円とし、次の三款地域支援事業費は前年度比プラス一三・七四%、五百十九万八千円増の四千三百万六千円としたものであります。

次に、歳出の主なものの内容をご説明いたしますので、恐れ入りますが二百十三ページをお開き願います。

歳出の九四・四％を占める二款保険給付費の一項介護サービス等諸費の説明の欄をごらん願います。居宅介護サービス給付費は、在宅の方が利用する訪問サービスや通所サービス、短期入所生活介護費などに対するものであり、二十七年度の実績見込みから前年度比マイナス五・二三％、三千百三十五万四千円減の五億六千七百七十七万五千円としたものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム利用に対する給付が主なものであり、二十七年度の実績見込みから前年度比マイナス五・一七％、千五百三万八千円減の二億七千五百三十一万一千円としたものであります。

次に、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設などの利用に対するものであり、二十七年度の実績見込みから前年度比プラス〇・四一％、二百十一万三千元増の五億一千三百五十四万円としたものであります。

次の居宅介護福祉用具購入費は歩行器や杖などの購入、居宅介護住宅改修費は手すりの取り付けや段差解消の際の工事に対する給付であり、平成二十七年度実績見込みをもとに計上したものであります。

次に、二百十四ページをお開きください。居宅介護サービス計画給付費は居宅サービス計画に対するものであり、前年度比プラス二〇・七七％、一千三百十四万七千円増の七千六百四十四万四千円としたものであります。

次に、二目介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費は要支援の方に対するものであり、前年度比プラス七・三五％、三百四十三万二千元増の五千八万三千元としたものであり、介護予防福祉用具購入費と介護予防住宅改修費は、平成二十七年度実績見込みをもとに計上したものであります。次に、介護予防サービス計画給付費は、要支援の方に対する予防サービス計画作成にかかるものであり、前年度比プラス二三・五四％、百四十万八千円増の七百三十八万九千円としたものであります。

次に、二百十五ページの三款地域支援事業費一項介護予防事業費一目二次予防事業費は、要支援・要介護状態になるおそれが高い方の運動機能の低下を防ぐ通所型介護予防事業が主なもので、一次予防事業費は一般高齢者に運動機能の向

上や閉じこもり・鬱予防、脳トレ教室を実施するものであり、前年度並みに計上したものであります。

次に、二百十七ページの二項包括的支援事業・任意事業費三千五百八万八千円は、町地域包括支援センターへ業務委託し実施してきたこれまでの地域支援事業に加え、高齢者が要介護状態になっても住みなれたまちで尊厳ある暮らしができるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のため、新たに在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を実施することに伴い、前年度比プラス一四・八三%、五百二十万四千円の増となったものであります。

以上が平成二十八年度介護保険（事業勘定）特別会計予算の概要であります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

介護保険も発足して十年以上たって、これから大きなさまざまな現在も問題を抱えているという状況でありますけれども、介護離職ゼロなどと言葉も踊っているようであるんですけども、私の質問は、二百十三ページの介護保険会計の大きな主要な部分を占める保険給付費についてであります。課長、詳しく介護サービス等諸費の内訳を説明していただいたんですけども、この中で居宅介護サービス給付費がマイナス五%、在宅のホームヘルプサービスだとか含まれるんだと思いますけれども、この辺の背景といいますか、確かに私どもの地域は福祉施設が余計ある地域なわけなんですけれども、しかし実際はトータルでは三千七十四万円ほど前年度から見れば減っているわけでありまして。それで、その主なる理由がどの辺にあるのかということをとということを、現状もあわせて説明していただけたらなと思います。

○委員長（奈良完治君）

齋藤福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利委員のご質問にお答えを申し上げます。まず、介護サービス等諸費につきましては、説明の中にありましたとおり、三千七十四万三千円減のマイナス五・一二％くらいの減になっております。この中身を少し吟味してみますればやはり全般的、個々の給付費だけではなく、全体に第六期の介護保険事業計画の際に介護報酬が引き下げになったことがまず影響していると。居宅に関してはマイナスイ・四二％、施設に関しては〇・八五％引き下げされているということがまず全体的な大きな影響というか、伸びがマイナスになった要因だと思います。

そしてさらにまた、利用者等について調べていけば、利用者は全体的にふえております。二十八年度の一月と二十七年の一月を比較すれば、居宅の利用者が六百四人おります。二十七年一月は五百八十一人でしたので、利用している方が二十三人ふえているということでもあります。しかし、さらにまた中身を見ていけば、伸びている人は介護度が低い方が多く、そして去年の人と比較すると去年の場合は介護度が高い人が多いと。つまり支払う報酬が高い人が多かったと。その影響もまずありました。

それと、居宅の中でも、これはショートステイと申し上げるんですが、居宅の方が一時的に施設のほうに入所される場合が居宅サービスから支払われておりまして、居宅サービスのほうの方が昨年度に比較すると八人ぐらい減っていると。逆に施設のほうに八人伸びていると。施設が八人ふえているということ等が大きな影響をしたんじゃないかなということ、我が課としては分析している内容であります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

背景の一つ、介護度が四、五だとか高い人の利用が少なくなる見込みで、低い人の利用度がプラスになっているという、そういう要因もあるというような指摘でありましたけれども、平均で二・二七%でしたか、介護報酬の引き下げというの大きな背景にあるんじゃないかなというふうに、課長もその点も指摘しておったわけでありましてけれども、それで要支援一、二を、来年度からこれを町介護保険事業というよりも総合支援事業ということで町が委託してやると、これまでも説明されてあったんですけれども、それで質問は、二百十七ページ、地域支援事業に包括支援事業、二事業費を新たに計上してやるんだというようなことなんですけれども、国ではもう要支援一、二じゃなくて、今年度中には介護度一、二についても介護保険から外すといかないまでも軽減の対象に検討しているという状況なんですけれども、ページ数でいけば二百十六と二百十七ページにかかわる地域支援事業というのを、新たに今年度組み込まれた事業というのは四、五、六、七、任意事業、在宅医療、生活支援事業、八もあるんですか、ないですか。四、五、六、七なんですよ。その内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

齋藤福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ご質問にお答えを申し上げます。ただいま浅利委員からご質問がございました新たな事業ということになれば、二百十七ページの五目から次のページの八目までの五、六、七ということになりますので、それについて若干ご説明を申し上げます。

まず、在宅医療・介護連携推進事業と申しますのは、これは今までも町では既に事業として実施してきております。しかし、第六期の介護保険事業の国の大きな目玉として、介護保険の主体は市町村で当然やっているわけですが、医療については都道府県が担ってきたと。こうしたことも影響して、医療と介護の連携はなかなかうまく進んでこなかったん

だと、そういうことではだめだということで、在宅医療の体制整備や介護保険者の円滑な入退院、二十四時間の在宅医療、介護の一体的な提供などの取り組みを地域支援事業に明確に位置づけして、ご提案しているように明確に財源措置もしているのです、これを進めなさいと、市町村の責任において一元化してやりなさいということをも明確に示した事業となります。

具体的には、これまでもやってきたわけですが、包括支援センターを中心に地域の医療、介護保険者などから相談を受け付けて、医療と介護の連携に関する情報提供などを行い、医療機関から在宅へスムーズに移行できるように、困難事例などについては関係者などとともに調整会議を行うための費用等がこの中に盛り込まれております。

次に、生活支援サービス、六目の生活支援体制整備事業に関してであります、これは浅利さんも今若干ご質問の中で触れましたが、高齢者の方が在宅で介護を続けるときには、現在行われている介護だけではなく、ごみ出しや食事の準備、買い物、それから安否確認、娯楽、外出方法、この地域でいけば除雪など、さまざまな問題が入りまじっております。これまでのそうした制度外の支援を、今第六期からは生活支援サービスという形で位置づけて呼ぶことになりました。この支援は、これまでは家族がいる方は家族が担ってきたわけですが、それがだんだん難しくなっている状況で、こうした状況を打破するためには住民主体の組織、ボランティア、それからNPO法人などによる、これは常盤時代それから新しい新藤崎町になってからも社会福祉協議会のほうで実施しておりますが、地域におけるサロンの実施や安否確認、外出支援のサービスなどを新しい事業として実施することができることになりました。これに関しての具体的な予算については九月の議会をめぐって進めてまいりたいと思っておりますが、まずはそのための体制準備として、今申し上げたさまざまな事業、この地域における生活支援のさまざまな事業が何が必要なのか、どういう形でやっていくのかというための準備段階の予算として予算計上しております。具体的には、生活支援サービスコーディネーターと申しますが、この方の人件費や協議体をこれからつくっていくわけでもありますので、その協議体の準備の事務費、それら

のものを計上しております。

次に、七目の認知症総合支援事業についてであります。認知症高齢者への介護サービスは、施設や入院によるケアから、先ほども申し上げましたが、住みなれた地域での生活の継続に变革することを主眼として多くの施策を現在も実施しております。しかしながら、認知症は初期の対応が一番重要であり、従来は認知症が一定程度進行してから専門職がかかわり始めることがこれまでのケースでありました。しかし、認知症初期集中チームを今回この予算の中に計上しておりますが、認知症集中支援チームやそれから認知症地域支援員を配置するということを主眼に、包括支援センターのほうにこの事業を実施していただきたいということで予算計上しているものであります。

それから、最後になりましたが、八目の地域ケア会議の推進事業費であります。これについても現在、我々と町と包括支援センターは週二回のペースで実際、地域ケア会議を実施しております。これについても何度も同じことの話の繰り返しになるわけですが、これまで財源やそれから支援体制がはっきりしていなかったわけですが、第六期の計画の中でこの事業、それから財源が明確に担保され、より一層これから実施がやりやすくなるんじゃないかということになりまして、これらの事業につきましてもこれまでどおり包括支援センターのほうにお願いして、町とタイアップして事業を行うという形での新しい事業のものであります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一方では介護報酬を削減し、一方では要支援やそういうものを町の事業としてやるという、二面作戦といいますか、二面作戦というよりも、結局は介護保険財政でいかに少なくやっていくのかというような問題だろうと思っておるんですけども、特にその中で認知症の総合支援事業というのは、最近でも踏切事故の賠償責任の問題で大きな話題になった

んですけれども、とかく認知症とかぼけとか、そういうものになりたくないというのは高齢者の一番の希望でもあるし、我々家族にとってもそういう希望があるわけですので、この辺も継続してやるということについては評価したいと思いますけれども、いずれにしても包括支援任せではなく専門家の協力を得ていかないことには、この事業はうまくいかないのかなということと、もう一つは、町民の意識改革といいますか、そういう問題にどう接近していくのかという問題もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、十分その辺は検討していただきたいと思います。

それで、三つ目の質問なんですけれども、二百十一ページですね、一般管理費、この中で賃金百九十五万ほど計上されて、臨時職員賃金となっております。これは条例改正が出て、正職員のもとに戻るといいますか、そういう人事院勧告に沿ってやるんだというようなことなんですけれども、この百九十五万というのは、臨時職員についてはそもそも正職員との関係というか、正職員が上がれば臨時職員も上がるというような制度なのかどうかですね、その辺はどういうふうな状態になっているのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

齋藤福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

我々正職員も年齢に応じてベースアップ、給与改定が行われ、年齢相応になればそのアップもなくなり、そういう状態ではありますが、臨時職員の方につきましては相当数は若い方々でございますので、正職員に関しても若い方はベースアップ、それから給与改定は相応に行われておりまして、それに基づいて臨時職員の給与に関する町の規程、これは例規集の中にありますが、この規程の中に臨時職員の方の給与表は定められております。人事担当のほうに確認したところ、我々の正職員の給与のベースアップに基づいて臨時職員の給与に関しても相応に実施しているということでありまして、予算計上しております賃金に関しましては、認定調査員という介護認定をするための現場で、介護を受ける方に対して



面接していろいろ聞き取りする職種がございまして、そちらの方の賃金を盛り込んでおります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

臨時職員についても改定、改善されたということで、関連して質問することをお許しいただきたいと思っておりますけれども、介護会計にかかわらず、給食調理員だとか学童保育の指導員だとか、そういうパートの方の賃金も改善されたやにお聞きしておるんですけれども、私が一般会計の反対討論の中で、旧来どおり改善されていないというような言い方が不正確、事実と反するようなことだったのではないかなと思っておるんですけれども、その辺のパートなどの改定はどういうふうに進んでいらっしゃるのでしょうか。（「関係ないぞ」の声あり）委員長においてお許してください。

○委員長（奈良完治君）

関連が私もあると思っておりますので、理事者側の答弁を求めます。五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまのご質問は非常勤職員の賃金のお話かと思っております。非常勤職員の賃金につきましては、職員の人事院勧告の伸び率を参考に調整をしております。給食の賃金と学童保育の賃金の資格のない方につきましては、これまで七百二十円だったものを七百三十円というふうに値上げをしております。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

本介護保険会計でございますが、例えば保険料で低所得者の保険料の軽減や、あるいはまた新たな地域包括支援事業に取り組むというような点でさまざま改善も見られるわけでありましてけれども、詳しくは本会議でやりたいと思っておりますけれども、反対の理由は、保険給付費の削減といえますか、この辺がやられているというようなことが反対の大きな理由でございますので、本会計の予算に賛成できません。

○委員長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十七号平成二十八年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。対馬上下水道課長。

○上下水道課長（対馬猛清君）

それでは、議案第二十七号平成二十八年度藤崎町水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の二百三十五ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款水道事業収益は三億八千七百万円を計上しております。

そのうち、第一項営業収益が三億七千六十四万六千円であります。その主なものは、第一目給水収益が三億七千万円、これは水道料金とメーター使用料の合計額であります。

次に、第二項営業外収益が一千五百五十七万五千円であります。その主なものは、第二目他会計補助金十八万八千円は、水道広域化対策分として一般会計から繰り入れする補助金と簡易専用水道委任事務交付金の合計額であります。第三目長期前受金戻入一千四百三十二万七千円は平成二十八年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

続いて、二百三十六ページをお開きください。次に、支出についてご説明いたします。

第一款水道事業費用として三億八千七百万円を計上しております。

第一項営業費用が三億四千百四十八万六千円であります。そのうち第一目浄配水費が一億六千九百七十一万一千円であり、その主なものは第六節の修繕費二千百五十五万八千円で、このうちメーター取替工事費は、計量法により八年経過する水道メーターの取りかえ費用と交換用メーター修繕費の量水器購入費分の合計千六十四万六千円を予算計上しております。また、第九節の受水費一億三千九百二十万円は、津軽広域水道企業団への支払い金額であります。

第三目総係費は六千五十六万八千円であり、その主なものとしましては、第一節給料から、二百三十七ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの合計額の人件費のほか、第十二節委託料八百九十八万六千円のうち水道メーター検針業務委託料四百三十五万円で、これはメーター検針員五人分の検針業務に係る経費であります。

続いて、二百三十八ページをお開きください。第四目減価償却費は一億九百八十六万五千円であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足

額の充当財源、つまり内部留保資金となるものであります。

第二項営業外費用は二千九百七十万四千円であります。その主なものは、第一目支払利息の一千七百七十万三千円であります。

続いて、二百三十九ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、下段の支出からご説明いたします。第一款資本的支出として一億二千三百十一万一千円を計上しております。

第一項建設改良費が三千八百二万九千円であり、その主なものは、県道五林平藤崎線の水沼地区ほかの水道管移設工事設計委託料と消火栓更新及び配水管移設工事費であります。

第二項固定資産購入費は四百四十二万一千円であり、第二目車両運搬具購入費三百二十二万八千円は、老朽化及び現状の使用状況に合わせた公用車の購入費用であります。

第三項企業債償還金は七千九百六十六万一千円と見込んでおります。

次に、上段の収入はただいまご説明した支出の財源であり、資本的収入として一千八百二十五万五千円を計上しております。その主なものは、繰り出し基準に基づく一般会計からの出資金や負担金、また県からの白子バイパス関連配水管の移設補償費であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億四百八十五万六千円は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

以上をもちまして、議案第二十七号平成二十八年度藤崎町水道事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

県道前坂藤崎線、ページ数は二百三十九ページ、資金的収入及び支出の中の白子バイパス、これは白子バイパス部分としては四十八万、館川地区の配水管取りかえでは百二十五万といたしますか、私の感じとしては白子のほうが道路をつくる上で余計多いのかなというふうな思いもあるんですけども、その辺の内訳なり移設工事の内容について若干説明していただけたらなと思います。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。この白子バイパス関連の配水管の移設工事につきましては九百五十一万七千円でございます。これがバイパス関連の移設の工事費でございます。一番下にあります白子地区の水道管の取替工事百四十二万、これはバイパスと町道が交差する部分の水道管、これもバイパスの工事によってその重量に耐えられないということで、横断部分を取りかえるというものでございます。

あと、館川地区の水道管ですが、これにつきましては青銀の交差点から「こーやまるくん」に向かったの県道部分ですが、これは昨年、給水工事をした際、ここの本管が石綿のセメント管であったということで、その部分を入れかえるというものでございます。

あと、水沼地区の水道管ですが、これは中央小学校を過ぎてから少しばかり野原部分があるんですが、その部分につきまして県道のほうで防雪柵を設置する予定でございまして、その支障になるために水道の配水管を移設するというものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありますか。浅利委員。

○浅利直志委員

その説明は大分理解したわけなんですけれども、白子バイパスの進捗といたしますか、今後の見通しといたしますか、上下水道にかかわるようなそういう工事というのは今後の予定としてはあるんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えします。上下水道課に係る工事といたしましては、今ここに載っておりますバイパス関連の配水管の移設工事の九百五十一万七千円、あと、後で出てきます下水道の移設工事もありますけれども、今のところはこの部分だけでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十八号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。對馬上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第二十八号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百六十七ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として五億八千六百二十八万八千円を計上しております。

第一項営業収益が二億一千六百三万円であります。その主なものは、第一目下水道使用料を一億八千七百三十万円と見込んでおります。第二目雨水処理負担金が二千八百二十四万四千元、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、二百六十八ページをお開きください。第二項営業外収益は三億六千九百九十五万一千円であります。その主なものは、第二目他会計補助金が一億九千五百六十四万七千円で、うち下水道事業会計への一般会計補助金が七千六百六十六万三千元、農集排事業会計への一般会計補助金が一億一千八百九十八万四千元であります。第三目長期前受金戻入一億七千二百三十万円は、平成二十八年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。二百七十ページをお開きください。

第一款下水道事業費用は五億八千六百二十八万八千円を計上しております。

第一項営業費用が四億八千二百九万一千円あります。そのうち第一目管渠費は一千六百九十九万九千円で、その主なものは、第四節委託料の七百六十三万一千円で、マンホールポンプ場維持管理業務委託料やマンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料等、第六節修繕費の四百九十六万八千円で、公共下水道水系の修繕などあります。

二百七十一ページをお開きください。第二目処理場費は五千三百十七万で、この処理場費は町内に七カ所ある農業集落排水施設の維持管理費であり、その主なものとしては、第五節委託料の汚水処理施設維持管理業務委託料の一千九百七万五千元や、二百七十二ページの第六節手数料の汚泥運搬収集手数料等の汚泥肥料化対策に係る諸経費として七百十九万九千元、第七節修繕費は各農業集排処理場の修繕費として四百九十六万八千円を予算計上しております。

第四目流域下水道維持管理負担金三千三百八十三万九千元は、岩木川流域下水道事業の維持管理費のうち二・二四%相

当の藤崎町負担分を予算計上しております。

第五目総係費は一千九百四十九万一千円であります。その主なものは、二百七十三ページの第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほかに、二百七十四ページの第十三節負担金のうち農集排飯田林崎処理施設維持管理費負担金が二百七十六万八千円となっております。

二百七十五ページ、第六目減価償却費が三億四千七百三十二万一千円であります。減価償却費は固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第七目資産減耗費に一千二百六万五千円を計上しており、白子バイパス建設工事に伴う下水道施設固定資産除却費であります。

二百七十六ページをお開きください。第二項営業外費用が一億五十四万九千円あります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息の一億四万六千円あります。

次に、資本的収入及び支出をご説明いたします。二百七十九ページをお開きください。

まず、支出からご説明いたします。第一款資本的支出として七億五百八十四万四千円を計上しました。

第一項建設改良費が二億七千八百万七千円で、第一目施設改良費の主なものは人件費のほか、第六節工事請負費二億六千三百七十九万五千円で、藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）工事の三千石堰改修工事及び白子バイパス関連下水道管移設工事などを予算化しております。

二百八十ページの第二目流域下水道建設負担金三百四十三万五千円は、岩木川流域下水道事業の建設改良費のうち一・五％相当の藤崎町負担分を予算計上したものであります。

第二項企業債償還金は四億二千五百八十三万七千円と見込んでおります。



二百七十八ページをお開きください。次に、収入についてご説明いたしますが、収入はただいま説明した支出の財源であり、第一款資本的収入として四億九千四万九千円を計上しております。

第一項企業債は二億八千七百三十万円で、その内訳としまして、第一目下水道事業債二億八千七百三十万円のうち第一節雨水・浸水対策事業の補助裏に充当する公共下水道事業債に一億一千八百万円、岩木川流域下水道建設負担金に係る企業債に三百四十万円、第二節資本費平準化債一億五千二百七十万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であり、実質的な下水道事業会計の赤字補填財源であります。

第二項出資金の五千二百万円は一般会計からの基準外繰入金であり、企業債元金償還金等に充当するものであります。

第三項補助金、国庫補助金一億一千五百万円は、雨水・浸水対策事業に係る防災安全交付金であります。

第四項負担金三千五百七十四万九千円は、白子バイパス関連下水道管移設工事負担金で、県からの下水道管移設補償費であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額二億一千五百七十九万五千円は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

次に、二百八十九ページをお開きください。最後に、継続費についてご説明いたします。

藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業であります。これは藤崎町の下水道における防災安全対策の実現を目指し、主に西豊田地区の浸水被害を軽減し、あわせて三千石堰下流域をも整備する事業であります。平成二十七年から四年間の継続費を設定してありまして、総事業費七億三千三百万円のうち、平成二十八年度分はその工事費分として二億三千万円を予算計上しております。

以上で、議案第二十八号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆様、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時三十一分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野呂日出男

委員長 奈良完治